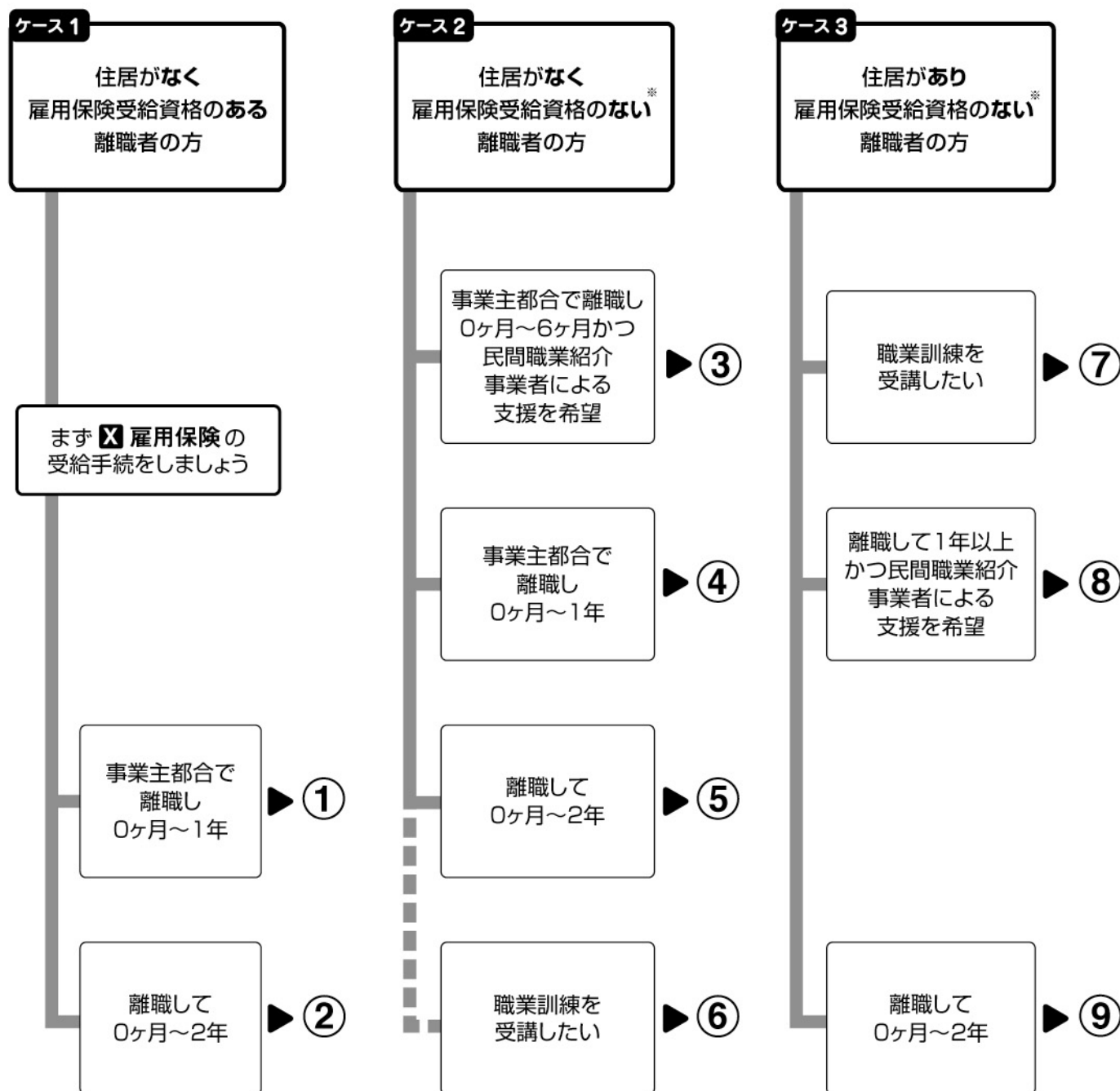


チャートでわかる支援策

離職によって住居を失ってお困りの方や、雇用保険受給資格がなく（または受給を終了して）就職活動中の生活費にお困りの方に対しては、いくつかの支援策が用意されています。

チャートであなたにあてはまる支援策がわかります。
結果は3ページの「支援策のあらし」をご覧ください。

該当番号の支援策が「対象者要件に当てはまらない」などの理由で利用できない場合は、該当ケースのうちの他の枠についてもご検討ください。



資産、能力等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対しては 生活保護 制度があります。

※「雇用保険受給資格のない」には「雇用保険の受給の終了」を含みます。

支援策の あらし

2ページのチャートの答え(①~⑨)からあなたに当てはまる支援策(A~G)がさがせます。
それぞれの支援策には対象者の要件がありますので支援策ごとのページをご参照ください。

チャートの答えが①の方

労働金庫から **A 就職安定資金融資**として住宅入居初期費用(敷金・礼金等/上限:50万円)の貸付を受けられる可能性があります。
(要件に該当すれば一部返済免除も可)

チャートの答えが②の方

自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが③の方

F 就職活動困難者支援事業により、民間職業紹介事業者から無料の住居の提供や生活・就職活動費(3ヶ月で30万円)の支給を受けながら、就職支援を受けられる可能性があります。
※実施していない都道府県もあります。

チャートの答えが④の方

労働金庫から **A 就職安定資金融資**として、住宅入居初期費用(敷金・礼金等/上限:50万円)や、家賃補助費(上限:月6万円×6ヶ月)、常用就職活動費(上限:月15万円×6ヶ月)の貸付を受けられる可能性があります。
(要件に該当すれば一部返済免除も可)

チャートの答えが⑤の方

自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から **C 総合支援資金貸付**として、住宅入居費(上限:40万円)や生活支援費(上限:月15万円<単身>・月20万円<2人以上世帯>×最長12ヶ月)などの貸付を受けられる可能性があります。
※「住宅手当」は単独でも利用できますが、「総合支援資金貸付」は必ず「住宅手当」と併用する必要があります。

チャートの答えが⑥の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、**D 訓練・生活支援給付**(月10万円<単身>・月12万円<被扶養者のいる方>)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが①~⑥の方

これらの公的な給付・貸付が開始されるまでの生活が立ちゆかない状況の住居喪失離職者の方は、社会福祉協議会から、当座の生活資金として **E 臨時特例つなぎ資金**(上限:10万円)の貸付を受けることができます。

チャートの答えが⑦の方

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講した場合に、訓練期間中、**D 訓練・生活支援給付**(月10万円<単身>・月12万円<被扶養者のいる方>)の支給を受けられる可能性があります。

チャートの答えが⑧の方

G 長期失業者支援事業により、労働金庫から生活・就職活動費(上限:月額15万円×6回)の貸付を受けながら、民間職業紹介事業者による就職支援を受けられる可能性があります。

※実施していない都道府県もあります。

チャートの答えが⑨の方

住宅を喪失するおそれがある場合に、自治体から **B 住宅手当**(上限:生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額×6ヶ月)の支給を受けられる可能性があります。また、社会福祉協議会から **C 総合支援資金貸付**として生活支援費(上限:月15万円<単身>・月20万円<2人以上世帯>×最長12ヶ月)などの貸付を受けられる可能性があります。

※「住宅手当」と「総合支援資金貸付」はどちらか単独でも両方あわせてでも利用できます。

X 雇用保険



制度の趣旨

「雇用保険」の基本手当(いわゆる失業給付)は、雇用保険の被保険者(雇用保険に加入している労働者)の方が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度です。

申請窓口

雇用保険の支給申請窓口は、現在の住所又は居所を管轄するハローワークです。

給付の条件

① 給付の対象者

雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)は、雇用保険の被保険者の方が離職して、次の①及び②のいずれにもあてはまる場合に給付されます。

- ①ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること
- ②離職の日以前2年間に、「被保険者期間」が通算して12ヶ月以上あること
ただし、倒産・解雇等により離職した方(「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」(注:具体的な範囲についてはハローワークへお問い合わせください。))については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上ある場合でも可

② 給付額

基本手当の1日当たりの額(基本手当日額)は、離職日の直前の6ヶ月の賃金日額(賞与等は含みません)の50%~80%(60~64歳については45~80%)です(上限額あり)。

③ 給付期間

基本手当の支給を受けることができる日数(基本手当の所定給付日数)は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90日~360日の間で決定されます。

5ページの「③ 給付期間」の表をご参照ください。

③ 給付期間

被保険者であった期間		1年未満	1年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
1 特定受給資格者・特定理由離職者 ^(※) (倒産・解雇・雇止め等) (㊸を除く)	～29歳	90日	90日	120日	180日	—
	30～34歳		90日	180日	210日	240日
	35～44歳		180日	240日	270日	270日
	45～59歳		150日	180日	210日	240日
	60～65歳		—	90日	120日	150日
2 特定受給資格者及び特定理由離職者以外の離職者 (㊸を除く)	全年齢	—	90日	120日	150日	
3 就職困難者	～44歳	150日	300日			
	45歳～		360日			

※特定理由離職者の所定給付日数が特定受給資格者と同様になるのは、受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間にある方に限ります。

〔個別延長給付〕

倒産・解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域等^(注)を踏まえ、特に再就職が困難だと認められる場合に、給付日数が60日分延長されます。

(注)具体的には、①「45歳未満の求職者」、②「雇用情勢が厳しい地域として厚生労働大臣が認める地域の求職者」、③「公共職業安定所長が、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者」のいずれかに該当する方。

給付の手続きの流れ

離職後、次の書類を持参して、ハローワークで求職申込みをし、受給資格決定を受けます。その後ハローワークからは、受給説明会の日時をお知らせし、「雇用保険受給資格者のしおり」をお渡します。

- ㊱ 「雇用保険被保険者離職票-1」
「雇用保険被保険者離職票-2」
- ㊲ 「雇用保険被保険者証」
- ㊳ 本人確認書類(住所及び年齢を確認できる官公署の発行した写真つきのもの。運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)等)
- ㊴ 写真2枚(縦3cm×横2.5cmの正面上半身のもの、かつ、3ヶ月以内に撮影したもの)
- ㊵ 印鑑
- ㊶ 本人名義の普通預金通帳(郵便局も含む)

受給説明会において、ハローワークから雇用保険制度のご説明をし、「雇用保険受給資格者証」「失業認定申告書」をお渡します。また第1回の「失業認定日」をお知らせします。

ハローワークで職業相談・職業紹介を受けるなど、積極的な求職活動を行ってください。

原則として4週間に1度、失業の認定を行います。「失業認定申告書」に求職活動の状況を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともにハローワークへ提出してください。

失業の認定を行った日から通常5営業日で、指定した金融機関の預金口座に基本手当が振り込まれます(ただし、休祝日または年末年始を含む場合は、遅れる場合があります)。

詳しくは、ハローワークインターネットサービス(http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h.html)をご覧ください。また、ハローワークにお問い合わせください。